

平成 31 年定例会  
環境生活農林水産常任委員会  
説明資料

◎ 議案補充説明	
1 議案第 22 号	
三重県犯罪被害者等支援条例案について	1
2 議案第 44 号	
三重県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例案について	12
3 議案第 46 号	
大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例案について	14
4 議案第 73 号	
工事請負契約について（四日市市大矢知・平津事案支障除去対策（染み出し抑止工ほか）工事）	16
◎ 所管事項説明	
1 「平成 30 年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における事務事業等の見直しについて（環境生活部関係）	19
2 三重県総合博物館の機能向上に向けた取組について	24
3 三重県気候変動適応センターについて	27
4 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の見直しについて	29
5 産業廃棄物の不適正処理事案の取組状況について	33
6 各種審議会等の審議状況について	39

平成 31 年 3 月 7 日

環境生活部



(議案補充説明)

## 1 議案第 22 号 三重県犯罪被害者等支援条例案について

### 1 これまでの経緯

本県における犯罪被害者やその家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という。）に対する支援の拠りどころとなる「三重県犯罪被害者等支援条例」の制定に向けて、昨年 9 月に素案を、12 月に中間案をお示ししました。

12 月から本年 1 月までに中間案に対するパブリックコメントや市町への意見照会等を行い、2 月に開催した「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）検討懇話会」（以下「検討懇話会」という。）での議論をふまえ、条例案を取りまとめました。

### 2 三重県犯罪被害者等支援条例案について

概要は、以下のとおりです。 ※詳細は別紙 1 参照

#### (1) 構成

##### ○第 1 章 総則

目的、定義、基本理念、県の責務、県民の責務、事業者の責務、民間支援団体の責務

##### ○第 2 章 推進体制の整備

総合的な支援体制の整備、推進計画、支援従事者の育成、支援従事者に対する支援、民間支援団体に対する支援、市町に対する支援等、財政上の措置

##### ○第 3 章 基本的施策

相談及び情報の提供、経済的負担の軽減、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、損害賠償請求に関する支援、安全の確保、居住の安定、雇用の安定、県民の理解の促進、学校における教育の促進、個人情報の適切な管理

#### (2) 特色

○本条例の制定にあたっては、犯罪被害者等が県内のどこにあっても等しく支援を受けることができること、犯罪被害者等に寄り添った支援を実施することを重視

○「再被害」および「二次被害」について、第 2 条（定義）に規定し、他の条文（第 5 条、第 6 条、第 8 条等）でその防止について規定

○第 8 条（総合的な支援体制の整備）において、誰にも相談できないといった「被害の潜在化」の防止に留意することについて規定

○犯罪被害者等に対する支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第 9 条に「推進計画」について規定

- 第 10 条（支援従事者の育成）および第 11 条（支援従事者に対する支援）において、県や市町の職員等の犯罪被害者等支援従事者に対する研修の実施等について規定
- 「犯罪被害を考える週間」について、第 22 条（県民の理解の促進）に規定（国の「犯罪被害者週間」と同一の期間（11月25日～12月1日）とし、広報啓発等の相乗効果を高める）
- 第 23 条（学校における教育の促進）において、学校の設置者等と連携し、児童・生徒等に対して理解の促進を図ること等を規定

### 3 パブリックコメント等の概要について

#### (1) パブリックコメントの結果概要

- ア 実施期間 平成 30 年 12 月 12 日（水）～平成 31 年 1 月 11 日（金）
- イ 寄せられた意見数 25 件（7 名）
- ウ 対応状況

①反映する	6 件
②反映済み	8 件
③参考にする	7 件
④反映又は参考にさせていただくことが難しい	2 件
⑤その他	2 件

- エ 意見の概要と意見に対する考え方（別紙 2 参照）

#### (2) 意見照会に対する市町からの主な意見

- 市町の実務者間におけるネットワーク会議の場を県として設けていただきたい。
- 県における条例の運用をふまえ、その支援の枠組みに沿った形で協力し、状況によっては、補完する支援が行えるよう進めていきたい。
- 支援内容が多岐にわたり、専門的な知識が必要とされるため、関係機関との連携強化が必要と考える。

### 4 施行日

平成 31 年 4 月 1 日

### 5 条例の趣旨をふまえた来年度以降の主な取組について

#### (1) 県民理解の促進

条例をわかりやすく解説したパンフレットの作成、配布や県民を対象とした「犯罪被害者等支援フォーラム（仮称）」を開催します。また、県職員による「よりこ出前講座」や「安心して暮らせるまちづくり出前講座」等も活用しながら、あらゆる機会を通じて周知、啓発等を行います。

## (2) 経済的負担の軽減

本県が実施した実態調査の結果からは、犯罪被害者等が、犯罪被害にあった直後に経済的な困窮に直面している様子が窺えることから、被害直後に活用できる資金として、「三重県犯罪被害者等見舞金」制度を創設します。

(別紙3参照)

## (3) 推進計画の策定等

犯罪被害者等支援に係る施策は多岐にわたっており、総合的かつ計画的に取り組を進めることができるよう、県の関係部局をはじめ、市町、関係機関等が連携した総合的な推進体制を整備するとともに、県の「推進計画」の策定を進めていきます。また、「推進計画」の策定と施策の実施にあたり、有識者や関係者の意見を反映するため、協議会を設置します。

## (4) 市町への支援および連携

犯罪被害者等支援において、市町の役割が重要であることから、これまで実施してきた「犯罪被害者等支援施策市町担当者会議」の開催等を通じて、犯罪被害者等への途切れない支援が提供されるよう、市町への支援や連携を一層強化していきます。

# 三重県犯罪被害者等支援条例の概要

## 別紙 1

### 《第1章 総則》

#### 目的【第1条】

犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的とします。

#### 定義【第2条】

- 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。
- 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいいます。
- 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいいます。
- 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛等の被害をいいます。
- 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいいます。

#### 基本理念【第3条】

- 犯罪被害者等の尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇の保障及び犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければなりません。
- 犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況等に依りて適切に推進されなければなりません。
- 犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じて、支援が途切れることなく提供されなければなりません。

#### 責務【第4条～第7条】

- ◎**県** 犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定・実施し、関係機関等と相互に連携します。
- ◎**県民** 犯罪被害者等が置かれている状況等の理解、二次被害が生じることのないよう配慮、県実施施策への協力するよう努めるものとします。
- ◎**事業者** 犯罪被害者等が置かれている状況等の理解、二次被害が生じることのないよう配慮、県実施施策への協力、従業員への必要な支援に努めるものとします。
- ◎**民間支援団体** 犯罪被害者等支援に関する知識及び経験を活用した支援、県実施施策への協力に努めるものとします。

### 《第2章 推進体制の整備》

#### ◎総合的な支援体制の整備【第8条】

県は、関係機関等と連携し、施策を推進するための総合的な支援体制を整備します。

#### ◎推進計画【第9条】

県は、犯罪被害者等支援に関する計画（推進計画）を定めます。

#### ◎支援従事者の育成【第10条】

県は、犯罪被害者等支援に従事する方（支援従事者）に対し、犯罪被害者等支援に関する研修等を行います。

#### ◎支援従事者に対する支援【第11条】

県は、支援従事者が、犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するための研修等を行います。

#### ◎民間支援団体に対する支援【第12条】

県は、民間支援団体の活動を促進するため、情報提供等を行います。

#### ◎市町に対する支援等【第13条】

県は、市町に対する情報提供や必要な支援を行います。

市町は、県と相互に連携・協力します。

#### ◎財政上の措置【第14条】

県は、財政上の措置を講ずるよう努めます。

### 《第3章 基本的施策》

#### ◎相談及び情報の提供【第15条】

県は、犯罪被害者等の相談に応じ、情報の提供、専門的知識又は技能を有する方の紹介等を行います。

#### ◎経済的負担の軽減【第16条】

県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、情報の提供等を行います。

#### ◎保健医療サービス及び福祉サービスの提供【第17条】

県は、犯罪被害者等に対し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供を行います。

#### ◎損害賠償請求に関する支援【第18条】

県は、犯罪被害者等が行う損害賠償請求に関して、情報の提供等を行います。

#### ◎安全の確保【第19条】

県は、犯罪被害者等の再被害、二次被害を防止し、安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護等を行います。

#### ◎居住の安定【第20条】

県は、犯罪被害者等の生活の安定を図るため、県営住宅への優先的な入居等を行います。

#### ◎雇用の安定【第21条】

県は、犯罪被害者等の就労に対する支援を行います。

県は、事業者が理解を深め、犯罪被害者等支援を促進することができるよう、情報の提供等を行います。

#### ◎県民の理解の促進【第22条】

県は、県民の理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう、啓発を図ります。犯罪被害を考える週間を設けます。

#### ◎学校における教育の促進【第23条】

県は、学校設置者等と連携し、児童、生徒等に対して、教育等を行います。

#### ◎個人情報の適切な管理【第24条】

県は、個人情報を適切に管理します。支援従事者も同様とします。

## 「三重県犯罪被害者等支援条例(仮称)」(案)に対する意見募集の結果概要

### 1 意見募集期間

平成30年12月12日(水)から平成31年1月11日(金)まで

### 2 意見の募集結果

(1) 意見提出者数 7名

(2) 意見数 25件

(3) ご意見に対する対応

いただいたご意見に対する県の考え方は『「三重県犯罪被害者等支援条例(仮称)」(案)に対する意見募集結果』のとおりです。

(4) 対応状況

対応区分		件数
①反映する	最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	6件
②反映済み	意見や提案内容がすでに反映されているもの。	8件
③参考にする	最終案には取り入れないが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	7件
④反映又は参考にさせていただくことが難しい	県の考え方や施策の取組方向等と異なるもの。 事業主体が県以外のもの。 法令などで規定されており、県として実施できないもの。	2件
⑤その他	(①から④に該当しないもの)	2件

「三重県犯罪被害者等支援条例(仮称)」(案)に対する意見募集結果

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	全般	条例が作られることを評価します。	⑤	
2	全般	一般向けや学校向けに、わかりやすいパンフレットの配布をお願いします。	③	本条例第22条(県民の理解の促進)及び第23条(学校における教育の促進)に基づき、県民等の理解を促進するため広報啓発を実施する予定ですが、その際、わかりやすい広報資料の作成に努めます。
3	全般	二次被害の防止や犯罪被害者の具体的な援助が必要。	③	条例は、理念や基本的な施策を規定することとしています。 ご意見については、施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
4	全般	「犯罪被害者等支援」は必ずしも一般的な用語ではないため、他自治体の条例を参考にし、第2条に定義してはどうか。又は「犯罪被害者等の支援」としてはどうか。	①	ご意見のとおりと考えますので、第1条(目的)において「犯罪被害者等に対する支援」とし、以下「犯罪被害者等支援」といたします。
5	全般	性暴力被害者と他の犯罪被害者とは、別物と考えて条例を作成してほしいと願っています。 性暴力被害者の多くは、幼少期から性的被害を受け、解離症状から解離性同一障害へとなるケースがあります。	③	条例は、理念や基本的な施策を規定することとしています。 性暴力被害者も含め犯罪被害者としており、ご意見については、施策を推進していく上での参考とさせていただきます。



番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
6	第1条 (目的)	「犯罪被害者等を支える社会の形成」を県が主体的に推し進めるべきであるという観点から、第1条中の「促進」を「推進」に改めてはどうか。	②	犯罪被害者等に対する支援は、県が主体的に行うもののほか、県民等社会の自発的な取組も含むものと考えますので、「促進」としています。
7	第2条 (定義)	犯罪被害者等の定義は、限定のないものか。 子どもの頃の性被害による被害者についても該当するのか。	②	犯罪被害者等の定義については、「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」をいいますが、三重県内に住所を有する方をいいます。 犯罪被害者等の範囲については、幅広く捉えますが、具体的施策の策定及び実施に当たっては、その内容等を勘案し、対象となる範囲が規定されるものと考えます。
8	第2条 (定義)	二次被害に「…プライバシーの侵害、名誉の毀損、インターネットを通じて…」と名誉の毀損を入れる必要があると考える。	②	本条例において、二次被害とは、一定の行為により「犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の被害」と定義しています。 一定の行為の例示として、「周囲の偏見や心無い言動」等を記載していますが、「名誉の毀損」については、その一例と考えます。
9	第2条 (定義)	医療関係者からの二次被害も多いので加えてほしい。	②	本条例において、二次被害とは、一定の行為により「犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の被害」と定義しています。 一定の行為の例示として、「周囲の偏見や心無い言動」等を記載していますが、医療関係者からの二次被害についても含むものと考えます。
10	第2条 (定義)	民間支援団体において、なぜ「支援を行うことを主たる目的とする団体」と定義したのか。「支援を行う団体」でよいのではないか。	④	本条例第7条において、「民間支援団体の責務」を規定しており、犯罪被害者等支援を主たる目的としている団体でなければ、その責務を果たすことが困難であると考え、民間支援団体を、「犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体」と定義しています。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
11	第3条 (基本理念)	「犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況」を「犯罪被害者等が受けた被害及び二次被害の状況」に訂正。	③	「犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況」としたのは、犯罪被害者等支援における、「被害」と「二次被害」という対象を幅広くするため、「及び」ではなく「又は」としました。
12	第4条～第7条 (責務)	犯罪被害者等支援において、県と市町の役割分担は重要と考える。市町の責務として、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする規定が必要と考える。	②	犯罪被害者等支援を一体となっていく必要があることから、第13条(市町への支援等)において、市町との責務と関連して、県と市町の相互の連携と協力について規定しています。
13	第6条 (事業者の責務)	第6条第2項中の「犯罪被害者等である従業員の就労の支援・・・に十分配慮」は、その意味するところが不明確である。「犯罪被害者等である従業員」はすでに就労している一方、犯罪等による被害により就労を継続することに困難が生じる場合があることから、「犯罪被害者等である従業員の就労の継続・・・」としてはどうか。	②	犯罪被害者等である従業員の現在の勤務先とは別の勤務先(配置転換等を含みます。)への斡旋も含まれるものと考えます。ご意見をいただきました「継続」については、「勤務に十分配慮する」に含むものと考えます。
14	第8条 (総合的な支援体制の整備)	「二次被害の防止及び被害の潜在化の防止」とあるが、「二次被害及び再被害の防止及び被害の潜在化の防止」とし、再被害を入れるべきと考える。	①	ご意見のとおりと考えますので、「再被害」を追記いたします。
15	第8条 (総合的な支援体制の整備)	第8条第2項中の「総合的な支援体制の整備」は、何の「総合的な支援体制の整備」であるか不明確である。同条第1項の「必要な犯罪被害者等支援施策を推進するための総合的な支援体制の整備」であることを明確にするため、「前項の総合的な支援体制の整備」としてはどうか。	①	ご意見のとおりと考えますので、「前項の」を追記いたします。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
16	第8条 (総合的な支援体制の整備)	市教育委員会と連携して学校教諭や生徒に対する性暴力抑止のための啓発活動を盛り込んでほしい。	③	条例は、理念や基本的な施策を規定することとしています。 本条例では、第22条(県民理解の促進)、第23条(学校における教育の促進)を規定しており、ご意見については、施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
17	第9条 (推進計画)	「県は…あらかじめ、県民の意見を反映…」とあるが、「あらかじめ、犯罪被害者等や県民の意見…」とし、犯罪被害者等の意見を取り入れることが大切と考える。	②	推進計画の策定や変更については、本条の規定に基づき、広く県民の意見を聞くこととします。この県民には、犯罪被害者等も含むものです。
18	第3章 (基本的施策)	(性犯罪被害者への精神的な後遺症被害からの回復支援)を加えてほしい。	④	条例は、理念や基本的な施策を規定することとしており、具体的な支援策については、別途検討しています。 性犯罪被害者も含め、必要な支援施策を実施していきます。
19	第16条 (経済的な負担の軽減)	犯罪被害者の心理的サポートとして、カウンセリング費用を援助するなど具体的に進めていただきたい。	③	条例は、理念や基本的な施策を規定することとしており、具体的な支援策については、別途検討しています。 いただいたご意見については、参考とさせていただきます。
20	第16条 (経済的な負担の軽減)	被害者等への経済的な支援は、見舞金・立替支援金・貸付金に分類される。手続きが簡素で申請後短期間で支給される見舞金は必須である。見舞金は市町が窓口となり市町で完結することが望ましい。県は市町に1/2ないし2/3を補助する制度が望ましい。立替支援金や貸付金は、債権管理業務の遂行上、警察や「みえ犯罪被害者総合支援センター」等との連携が必要であることから、県が担う経済的支援であると考える。 重層的な経済的支援のためには、県と市町の役割分担を明確にしておくべきではないか。	③	条例は、理念や基本的な施策を規定することとしており、具体的な支援策については、別途検討しています。 いただいたご意見については、参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
21	第22条 (県民の理解の促進)	第1項中の「県民の理解等」の「等」について、何が含まれるのかわからない。第6条では、「必要性について理解を深め」となっており、「等」は不要ではないか。	①	ご意見のとおりと考えますので、「等」を削除します。
22	第22条 (県民の理解の促進)	ギャンブル等依存症対策基本法第10条第2項等の立法例に従い、第22条第2項中の「の間」を削除してはどうか。	①	ご意見のとおりと考えますので、「の間」を削除します。
23	第23条 (学校における教育の促進)	学校における教育の促進については、これまで規定された自治体はほとんどなかったが、高く評価できると思う。	⑤	
24	第23条 (学校における教育の促進)	支援の必要性については、置かれている状況から理解できるので、相談先や支援の内容を理解することが重要である。 児童生徒が二次被害を防止することは難しいことから、二次被害を理解し二次被害に荷担しないこと等を意識づけることが重要であることから、「犯罪被害者等が置かれている状況や必要な支援及び二次被害について理解を深めその他の必要な施策を講じるものとする。」としてはどうか。	②	本条は、県が、学校の設置者等と連携して児童・生徒等に対して犯罪被害者等支援に関する教育を促進することを規定したものです。 二次被害を防止するには、犯罪被害者等が置かれている状況や必要な支援について理解することが大事であると考えます。 二次被害に関する意識づけについても施策の一環として行われるべきものと考えます。 具体的な施策については、学校設置者等と連携して行っていきます。
25	第24条 (個人情報の適切な管理)	現在の第24条第2項の構文は、立法例がほとんど見当たらないので、前項の準用規定として、「前項の規定は、支援従事者が犯罪被害者等及び関係者の個人情報を取り扱う場合について準用する。」と改めてはどうか。又は現在の第2項の文を第1項の後段として、第2項を削除してはどうか。	①	ご意見のとおり、第2項を削除し、第2項を第1項の後段として規定します。

## 三重県犯罪被害者等見舞金の概要

### 三重県犯罪被害者等見舞金

#### ◎対象となる犯罪被害

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する故意による犯罪被害です。

#### ◎故意による犯罪被害とは

##### ≪罪種例≫

【刑法犯】殺人、強盗、傷害、強制わいせつ、強制性交等、遺棄、現住建造物等放火、逮捕及び監禁、未成年者略取及び誘拐 など  
【自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律】危険運転致死傷

#### ◎見舞金の給付が受けられる犯罪被害者又は遺族の資格

三重県内に住所を有する人です。(在留資格を有する外国人を含む。)

#### 見舞金の申請

▼見舞金の給付を受けようとする人は三重県環境生活部くらし・交通安全課に申請を行います。

#### 見舞金が給付されない場合

▼犯罪によって被害を受けた場合でも、夫婦間や親子間で行われた犯罪(ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は給付対象となります。)や犯罪被害者にも責めが与えられている場合には、見舞金が給付されないことがあります。

#### 見舞金の返還

▼見舞金を給付する旨の決定を受けた人が  
○給付を受ける資格がないと判明したとき  
○偽りその他不正の手段により申請をしたときは見舞金を返還しなければなりません。

### 遺族見舞金

60万円

亡くなられた犯罪被害者の第1順位遺族

#### ◎給付を受けられる遺族の範囲と順位

- 1 ①配偶者(事実上婚姻関係を同様の事情にあった人を含む。)
- 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹
- 3 2に該当しない犯罪被害者の⑦子⑧父母⑨孫⑩祖父母⑪兄弟姉妹

※○内数字は、給付を受けられる遺族の順位です。第1順位遺族とは、1番目が①配偶者、2番目が犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の②子となります。

※例 亡くなった犯罪被害者に

- ①配偶者がいない場合は、②子が第1順位
- ①配偶者及び②子がいない場合は、③父母が第1順位です。

※第1順位遺族が申請しない場合は、それ以降の順位遺族は申請できません。

### 重傷病見舞金

20万円

#### ◎給付を受けられる人

犯罪行為によって、重傷病(療養の期間が1か月以上で、かつ、通算3日以上入院を要すると医師に診断されたもの)を負った犯罪被害者本人

### 精神療養見舞金

5万円

#### ◎給付を受けられる人

殺人未遂罪、強制わいせつ罪、強制性交等罪、強盗罪等の犯罪行為によって、精神疾患(療養の期間が3か月以上で、かつ、通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたもの)を負った犯罪被害者本人

(議案補充説明)

## 2 議案第 44 号 三重県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する 条例案について

### 1 改正の趣旨

土壤汚染対策法の一部改正に鑑み、土壤汚染対策に係る意見の聴取についての規定を整備するものです。

### 2 概要(新旧対照表は別紙のとおり)

土壤汚染対策専門委員に意見を聴取するものとする事項に、土壤汚染対策法第 27 条の 5 の規定に基づく国等との協議の成立に係る施設の構造および処理能力に関するものを加えます。

#### 【参考】

土壤汚染対策法

(国等が行う汚染土壌の処理の特例)

第 27 条の 5 国又は地方公共団体(港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 4 条第 1 項の規定による港務局を含む。)(以下この条において「国等」という。)が行う汚染土壌の処理の事業についての第 22 条第 1 項の規定の適用については、当該国等が都道府県知事と協議し、その協議が成立することをもって、同項の規定による許可があったものとみなす。この場合において、この法律の規定の適用に当たっての技術的読替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

### 3 施行日

平成 31 年 4 月 1 日(一部公布の日)

○三重県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案	現行
<p>(土壤汚染対策に係る意見の聴取)</p> <p>第七十二条の六 知事は、次に掲げる事項第七十二条の六 知事は、次に掲げる事項          に関し必要があると認めるときは、あらかじめ土壤汚染対策に関し専門的知識を有する者(次項及び次条において「土壤汚染対策専門委員」という。)の意見を聴くものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 土壤汚染対策法第七条第十項の規定に基づく指示措置に関すること。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 土壤汚染対策法第二十七条の五の規定に基づく協議の成立に係る施設の構造及び処理能力に関すること。</p> <p>六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(県内搬入に係る届出)</p> <p>第七十二条の八 特定有害物質による汚染の状態で土壤汚染対策法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しない土壤を処分するために自ら又は他人に委託して当該土壤を県内に搬入しようとする土地の所有者等は、最初に搬入する日の十五日前までに、規則で定めるところにより、当該土壤の数量、処分の方法及び期間その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(土壤汚染対策に係る意見の聴取)</p> <p>第七十二条の六 知事は、次に掲げる事項          に関し必要があると認めるときは、あらかじめ土壤汚染対策に関し専門的知識を有する者(次項及び次条において「土壤汚染対策専門委員」という。)の意見を聴くものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 土壤汚染対策法第七条第五項の規定に基づく指示措置に関すること。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(県内搬入に係る届出)</p> <p>第七十二条の八 特定有害物質による汚染の状態で土壤汚染対策法第五条第一項の環境省令で定める基準に適合しない土壤を処分するために自ら又は他人に委託して当該土壤を県内に搬入しようとする土地の所有者等は、最初に搬入する日の十五日前までに、規則で定めるところにより、当該土壤の数量、処分の方法及び期間その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。</p>

(議案補充説明)

### 3 議案第 46 号 大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例案について

#### 1 改正の趣旨

工業標準化法の一部改正に伴い、日本工業規格が日本産業規格に変更されることから、同規格を引用している本条例の改正を行うものです。

#### 2 概要(新旧対象表は別紙のとおり)

工業標準化法の一部改正に伴い、工業標準化法が産業標準化法に改められることになりました。

これにより、日本工業規格も日本産業規格に変更されることから、同規格を引用している本条例を改正するものです。

なお、法律の施行日が 2019 (平成 31) 年 7 月 1 日であるため、条例施行日も同日付けとします。

#### 3 施行日

2019 (平成 31) 年 7 月 1 日



○大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案		現行	
別表第一(第一条関係)		別表第一(第一条関係)	
適用区域	施設の種類	施設の種類	施設の種類
(略)	(略)	(略)	(略)
施設の規模	許容限度	施設の規模	許容限度
(略)	(略)	(略)	(略)
標準	酸素濃度	標準	酸素濃度
(略)	(略)	(略)	(略)
備考		備考	
1 (略)		1 (略)	
2 この表の許容限度の欄に掲げるばいじんの量は、次の式により算出されたばいじんの量とする。		2 この表の許容限度の欄に掲げるばいじんの量は、次の式により算出されたばいじんの量とする。	
$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$		$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$	
<p>この式において、C、O<sub>n</sub>、O<sub>s</sub>及びC<sub>s</sub>は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>C ばいじんの量(単位 グラム)</p> <p>O<sub>n</sub> この表の標準酸素濃度の欄に掲げる値</p> <p>O<sub>s</sub> 排出ガス中の酸素の濃度(当該濃度が二〇パーセントを超える場合にあつては、二〇パーセントとする。)(単位 百分率)</p> <p>C<sub>s</sub> <u>日本産業規格</u>(以下「規格」という。)Z八八〇八に定める方法により測定されたばいじんの量(単位 グラム)</p>		<p>この式において、C、O<sub>n</sub>、O<sub>s</sub>及びC<sub>s</sub>は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>C ばいじんの量(単位 グラム)</p> <p>O<sub>n</sub> この表の標準酸素濃度の欄に掲げる値</p> <p>O<sub>s</sub> 排出ガス中の酸素の濃度(当該濃度が二〇パーセントを超える場合にあつては、二〇パーセントとする。)(単位 百分率)</p> <p>C<sub>s</sub> <u>日本工業規格</u>(以下「規格」という。)Z八八〇八に定める方法により測定されたばいじんの量(単位 グラム)</p>	
3・4 (略)		3・4 (略)	

(議案補充説明)

4 議案第 73 号 工事請負契約について

(四日市市大矢知・平津事案支障除去対策 (染み出し抑止工ほか) 工事)

議案 第 73 号 工事請負契約について			
工事名	四日市市大矢知・平津事案支障除去対策 (染み出し抑止工ほか) 工事		
施工場所	四日市市大矢知町地内～平津町地内		
契約金額	1,057,827,600 円 (消費税等含む)		
請負者 住所氏名	津市丸之内 24 番 16 号 大成・中村特定建設工事共同企業体 代表者 大成建設株式会社三重営業所 所長 雑賀 俊宏		
契約工期	県議会議決の日から 675 日間		
<u>工事内容</u>		<u>共同企業体構成員</u>	
染み出し抑止工	L=265m	四日市市あかつき台二丁目 1 番地の 192 株式会社 中村組 代表取締役 中村 利一郎	
調整池 3	A=10,537 m <sup>2</sup>		
管理用 5 号道路	L=140m		
管理用 6 号道路	L=159m		
契約方法	一般競争入札 (総合評価方式)		
入札状況	年月日	平成 30 年 11 月 27 日	評価値 1.21780 (最高値 1.21780 最低値 1.19365)
	業者数	4	価格
	回数	1	予定 価格
1,129,460,760 円 (消費税等含む) 1,045,797,000 円 (消費税等抜き)			

## 入札結果調書 (総合評価 除算方式)

入札年月日 平成30年11月27日

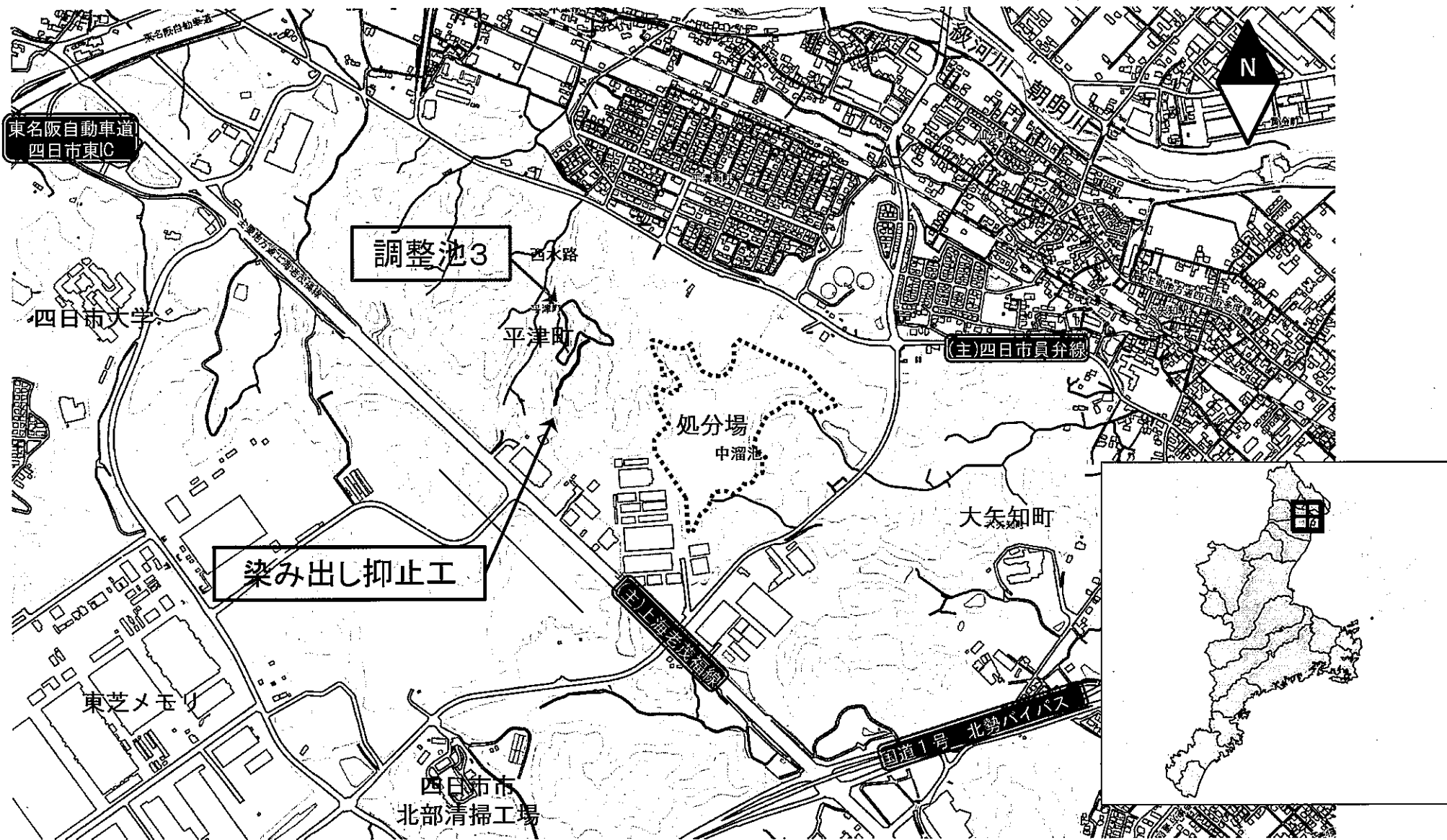
工事番号 201805020043002870

工事名 平成30年度環境修復事業 第202-3分0003号  
四日市市大矢知・平津事案支障除去対策（染み出し抑止工ほか）工事

施工場所 四日市市大矢知町地内～平津町地内

入札者	第1回			備考
	入札額	標準点+加算点	評価値	
1 大成・中村特定建設工事共同企業体	979,470,000	119.28	1.21780	落札決定
2 大林・穂積特定建設工事共同企業体	979,470,000	118.27	1.20748	
3 鴻池・アイトム特定建設工事共同企業体	979,470,000	118.04	1.20514	
4 竹中土木・院南組特定建設工事共同企業体	979,510,000	116.92	1.19365	
<p>上記金額は、消費税および地方消費税（免税業者にあつては相当額）を除いた金額です。          また、本工事は価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式にて行ったため、          評価値の最も大きい入札者を落札者としています。また、評価値とは標準点100点に提案による加算点を加えた値を入札額（千万円単位）にて除した値（小数第六位切り捨て）です。</p>				

# 【議案第73号】位置図



## 染み出し抑止工

処分場内に降った雨水が廃棄物層に浸透し、汚染された浸透水が帯水層を介して、周辺に拡散しないよう、鋼矢板やソイルセメントを用いた連続地中壁を設置するもの

# 1 「平成30年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における事務事業等の見直しについて(環境生活部関係)

## (1)集中取組期間における事務事業の見直し一覧

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」8頁に記載の「事務事業の見直し」について、個々の見直しの方向性を整理したものです。

○表ごとの分類の考え方は以下のとおりです。

- ・「(1)平成29年度の見直し」、「(2)平成30年度の見直し」、「(3)平成31年度の見直し」は、それぞれの見直し年度の当初予算において見直したもの
- ・「(4)平成29年度から平成31年度における見直し」は、平成29年度から平成31年度当初予算にかけて段階的に見直しを行ったもの
- ・「(5)2020年度以降の見直し」は、2020年度以降の当初予算において見直す(予定のもの)

○2020年度以降の見直しについては、現時点の予定であり、2020年度予算編成以降の議論により、事業の追加も含め、変更される場合があります。

### (1)平成29年度の見直し

細事業名 ( )内は細々事業名	見直しの内容(方向性)	(単位:千円)				差額 (H29-H28)
		平成28年度 予算額	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	
サンパウロ州環境 保全支援事業費	平成28年度をもって事業を休止し、平成28年度に実施した研修の成果とサンパウロ州の意向をふまえて今後の事業展開を検討することとする。	2,716	0			▲ 2,716
つながるカーボンオ フセット活用事業費	平成28年度をもって委託事業を休止するが、平成28年度に作成する事例集を活用して、地球温暖化対策普及事業費の中で普及啓発を進めていくこととする。	1,631	0			▲ 1,631
災害時に備えた ネットワーク強化事 業費(現地災害ボラ ンティアセンターマ ニュアル策定・活用 促進事業)	市町支援のあり方を見直すことにより、現地災害ボランティアセンターマニュアル策定・活用促進事業を平成28年度をもって廃止する。	164	0			▲ 164
安全で安心な生活 への支援事業費 (外国人住民総合 ヘルプデスク事業)	市町における外国人住民への対応の取組が進んできたことから、多言語による相談窓口と窓口担当者研修会を平成28年度をもって廃止する。	20,520	11,474			▲ 9,046
不法投棄等対策推 進事業費	職員の研修派遣については、そのあり方を見直すこととし、これに併せて不適正処理事業対応のための公用車維持管理費用を他事業に統合することから不法投棄等対策推進事業費については平成28年度をもって廃止する。	1,053	0			▲ 1,053
(1)小計		26,084	11,474			▲ 14,610

### (2)平成30年度の見直し

細事業名 ( )内は細々事業名	見直しの内容(方向性)	(単位:千円)				差額 (H30-H28)
		平成28年度 予算額	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	
交通事故相談事業 費	中立的、専門的な立場で交通事故相談の窓口を開設しているが、民間自動車保険の充実等により相談件数が減少しており、平成30年度から相談窓口を縮小する。	7,719	7,482	4,540		▲ 3,179
(2)小計		7,719	7,482	4,540		▲ 3,179

(3)平成31年度の見直し

該当なし

(4)平成29年度から平成31年度における見直し

該当なし

見直しによる効果額(平成31年度) (3)+(4)	0
------------------------------	---

集中取組期間における効果額 (1)+(2)+(3)+(4)	▲ 17,789
----------------------------------	----------

(5)2020年度以降の見直し

(単位:千円)

細事業名 ( )内は細々事業名	見直しの内容(方向性)	平成28年度 予算額	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	差額 (H31-H28)
環境経営促進事業費 (三重県版小規模 事業所向け環境マ ネジメントシステム 導入事業費)	M-EMS認証制度は平成16年度から運用を開始し、県の関与が長期にわたってきたことから見直す。 平成31年度までは現在の委託事業を継続するが、第二次行動計画終了年度である平成31年度末を委託事業の終期とし、M-EMSの認証継続事業所が300社程度となるよう普及を進めていくこととする。	7,264	5,046	4,958	5,004	▲ 2,260
(5)小計		7,264	5,046	4,958	5,004	▲ 2,260

## (2)集中取組期間における県単独補助金の見直し一覧

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」10頁に記載の「県単独補助金の見直し」について、個々の見直しの方向性を整理したものです。

○表ごとの分類の考え方は以下のとおりです。

- ・「(1)平成29年度の見直し」、「(2)平成30年度の見直し」、「(3)平成31年度の見直し」は、それぞれの見直し年度の当初予算において見直したもの
- ・「(4)平成29年度から平成31年度における見直し」は、平成29年度から平成31年度当初予算にかけて段階的に見直しを行ったもの
- ・「(5)2020年度以降の見直し」は、2020年度以降の当初予算において見直す(予定のもの)

○2020年度以降の見直しについては、現時点の予定であり、2020年度予算編成以降の議論により、事業の追加も含め、変更される場合があります。

### (1)平成29年度の見直し

(単位:千円)

細事業名 ( )内は細々事業名	見直しの内容(方向性)	平成28年度 予算額	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	差額 (H29-H28)
私立学校人権教育推進補助金 (私立学校人権教育研修推進事業費補助金)	私立学校人権教育研修推進事業費補助金を見直し、私学団体への補助を平成28年度をもって廃止する。	509	346			▲ 163
(1)小計		509	346			▲ 163

### (2)平成30年度の見直し

該当なし

### (3)平成31年度以降の見直し

該当なし

### (4)平成29年度から平成31年度における見直し

(単位:千円)

細事業名 ( )内は細々事業名	見直しの内容(方向性)	平成28年度 予算額	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	差額 (H31-H28)
浄化槽設置促進事業補助金	これまでの取組の結果、県内の生活排水処理施設の整備率が平成29年度末で84.4%となり、一定の成果がみられる。平成29年度から県内市町を個別に訪問、協議し、事業量を的確に精査して必要な補助は継続する見直しを行った。特定の国庫補助の対象となる浄化槽について、平成31年度事業より県の補助割合の縮小を適用する。	147,112	139,556	137,928	119,533	▲ 27,579
浄化槽市町整備促進事業補助金		91,868	47,835	31,653	31,423	▲ 60,445
(4)小計		238,980	187,391	169,581	150,956	▲ 88,024

見直しによる効果額(平成31年度) (3)+(4)	▲ 88,024
------------------------------	----------

集中取組期間における効果額 (1)+(2)+(3)+(4)	▲ 88,187
----------------------------------	----------

### (5)2020年度以降の見直し

該当なし

### (3)集中取組期間における県有施設の見直し一覧

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」13頁に記載の「県有施設の見直し」について、個別施設の見直しの方向性や調整経過等を整理したものです。

○今回の見直しは、廃止や統合を含めたあり方検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面で見直しに取り組むとともに、あわせて、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組んでいます。

○平成30年2月19日全員協議会以降の経過として、見直しの方向性を定めた施設については、見直しの実施に向けて、庁内での検討や関係団体との調整を進め、今後見直しの方向性を定めるとした施設については、引き続き検討を重ねました。また、新たに見直しが必要な施設がないかどうかについても、あわせて検証を行いました。

施設名	見直しの方向性	平成30年2月19日全員協議会以降の調整経過、課題、今後の予定など
交通安全研修センター ＜指定管理＞	<p>【継続検討】 平成31年度末までに方向性を定める。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>交通安全教育の中核施設として、当該施設に特化した専門的かつ高度な参加・体験・実践型の教育を提供する必要があると考えており、現有施設・設備を活用した研修を引き続き実施していきたい。</p> <p>当該施設は、参加・体験・実践型の交通安全教育を行うため、平成7年に建設された。</p> <p>当該施設での研修について、ほとんどの受講者が交通安全に対する意識に変化があったと回答しているが、交通安全教育は、警察、市町、関係機関・団体等においても実施されていること、県内の交通事故の死亡者数は、全国的には上位であることから、取組の更なる効率化を図る必要があることなどを踏まえて、今後の見直しの方向性を定める必要がある。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更なる利用者拡大手法について検討中</li> <li>・経費節減可能項目及び想定節減額について検討中</li> <li>・利用拡大及び経費節減と合わせて、効率的な交通安全教育手法について今後検討</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理料の約8割は指導者の人件費と研修機器の維持管理費であるため、安易な経費節減は当センターの活動停滞及び利用者数減につながることから、現機能を維持することを基本として経費を含め効率的な施設運営について検討する必要がある。</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H30年度中 現指定管理者から実情も十分聴取しながら、経費節減項目及び想定節減額を検討 更なる利用者拡大案の検討及び可能なものから現指定管理者において実施</li> <li>・H31年度中 次期指定管理期間にむけて、事業内容等を精査</li> <li>・H32.9～11 次期指定管理者募集・選定</li> <li>・H33.4 次期指定管理期間開始</li> </ul>
みえ県民交流センター ＜直営、一部指定管理＞	<p>【継続検討】 平成31年度末までに方向性を定める。</p> <p>当該施設は、県民の自発的な社会貢献に関する活動の促進と国際化の推進を目的に、平成13年に建設された。</p> <p>また、当該施設は、災害時に県域で支援活動を行う団体(みえ災害ボランティア支援センター)の拠点や連携の場となる機能を有しているが、開館時間やフロアの活用方策の見直しなどにより、施設を一層効率的・効果的に活用できると考えられることから、見直しの方向性を定める必要がある。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移転の可能性とそのメリット、デメリットを比較、検討中</li> <li>・代替候補施設の有無について確認中</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスト津管理組合等関係団体との調整が必要</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H30年度中 アスト津管理組合等関係団体と情報交換</li> <li>・H31.11まで 見直し案の効果や費用の検証</li> </ul>



施設名	見直しの方向性	平成30年2月19日全員協議会以降の調整経過、課題、今後の予定など
旧博物館 〈直営〉	<p>廃止(売却)</p> <p>当該施設は、県民の教養等に資するため、昭和28年に建設された。三重県総合博物館が開館したため現在は閉館していること、また、当該施設の敷地へNHK津放送局が移転するとして、県と同局が基本合意を締結していることから、売却に向けて手続きを進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H29.5 県とNHK津放送局で移転に向けた基本合意を締結</li> <li>・H30.3 津市の都市マスタープランに同局の移転について記載</li> <li>・H30.4 旧博物館跡地の土地利用規制解除に向けての敷地測量</li> <li>・H30.6～8 津市との協議及び関係自治会への説明</li> <li>・H31.1 津市の都市計画審議会への付議</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H31年春～夏頃 土地売却のための不動産鑑定評価</li> <li>・H31年秋 NHKとの交渉開始</li> <li>・H31年秋以降 土地売買契約締結</li> </ul>
旧留学生センター 〈直営〉	<p>管理換え(埋蔵文化財センターの収蔵庫として使用)</p> <p>当該施設は、1・2階が企業庁職員の福利厚生施設「いなづま会館」(企業庁所管)、3階が留学生・海外技術研修員等の受入施設「三重県留学生センター」(環境生活部所管)として、昭和59年に建設された。</p> <p>現在はいずれも使用されていないこと、また、県教育委員会から埋蔵文化財センターの収蔵庫としての使用要望があったことから、施設の有効活用ができるよう調整を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H30.3.16 県教育委員会への管理換えにかかる、当部、企業庁、教育委員会事務局との最終打ち合わせ</li> <li>・H30.3.26 教育委員会への管理換えにかかる承諾文書発出</li> <li>・H30.4.1 教育委員会への管理換え</li> </ul>

## 2 三重県総合博物館の機能向上に向けた取組について

三重県総合博物館の機能向上を図るため、試行として平成30年11月17日から平成31年2月17日までの約3か月間、開館時間を従来より2時間短縮し、9時から17時までとしました。その期間、利用者の意見を把握するため来館者アンケートを実施するとともに、博物館の運営面の効果等について検証しました。

### 1 アンケート結果（512人） ※詳細は別紙参照

#### (1) 開館時間を17時までとしたことに対する設問（問2）

- ・「支障はない」 95%
- ・「支障があった」 4%

#### (2) 開館時間のあり方に対する設問（問4）

- ・「夏休みやゴールデンウィークなど特定の時期や曜日だけ19時まで開館する」 64%
- ・「17時まで閉館してもよい」 23%
- ・「19時まで開館するほうがよい」 11%

### 2 試行による成果等

これまで課題であった博物館の基礎的な活動である「調査研究や資料を収集し、保存処理して整理し、活用するために永久に保存する」ことに、しっかり取り組むことができ、収蔵資料のデータベースを充実させることができました。また、その成果を生かした展示やVR（バーチャルリアリティ）への活用等にもつながりました。

#### (主な成果等)

- ・館外への調査研究機会の増加（試行期間中11件実施（昨年度6件））
- ・収蔵資料のデータベースの充実（例：自然系資料100点実施（昨年度2点））
- ・館内でミニ企画展の開催（3月2日から4月5日）
- ・紀北町での移動展の開催（2月23日、24日）
- ・施設維持管理経費の節減（約70万円）
- ・時間外勤務の減少（前年に比べ238時間）
- ・休暇の取得増加（前年に比べ69時間）

### 3 今後の方針

試行の結果、利用者にはほとんど支障はなく、特定の時期や曜日だけ開館時間を19時までとすることで、利用者のニーズに応えることができることが分かりました。また、博物館の運営面でも大きな効果がありました。

今後、開館時間の短縮により生み出された資源を活用し、館内の展示内容やワークショップの充実、館外での展示やフィールドワーク等の基礎的な活動を充実させ、県民サービスの向上を図っていきます。

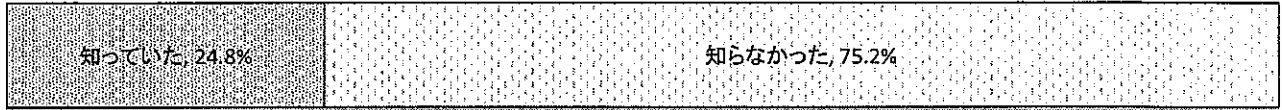
なお、開館時間の見直し時期は、開館5周年の夏の特別展の終了以降に行うこととし、それに向け、条例改正等の必要な手続きや調整等を進めてまいります。

# 三重県総合博物館の開館時間を17時までとした試行に関するアンケート

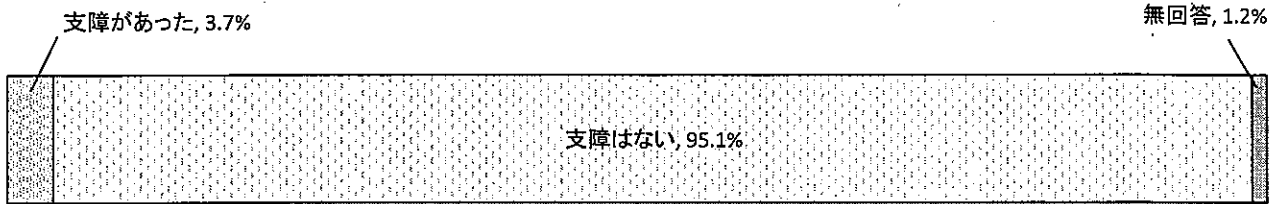
アンケート実施期間 平成30年11月17日～平成31年2月17日

アンケート回収数 512人

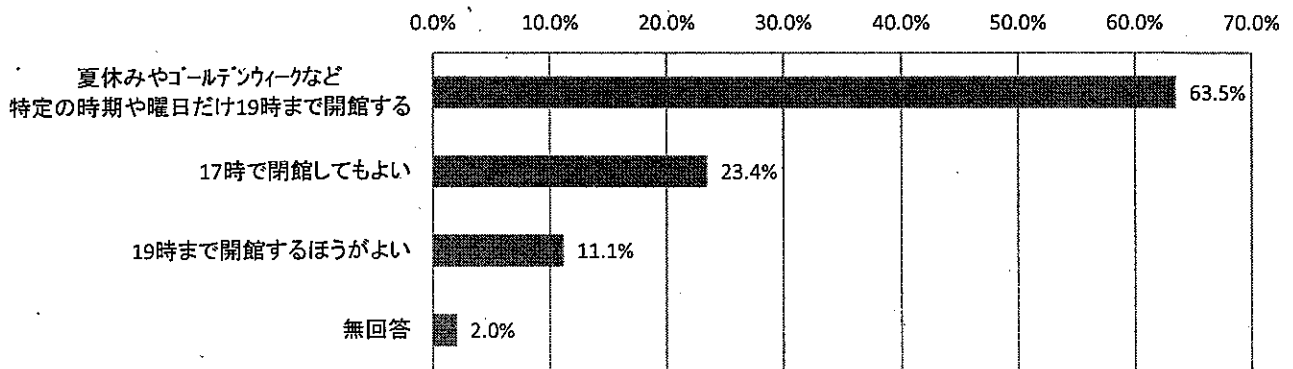
## 問1. 試行の周知状況



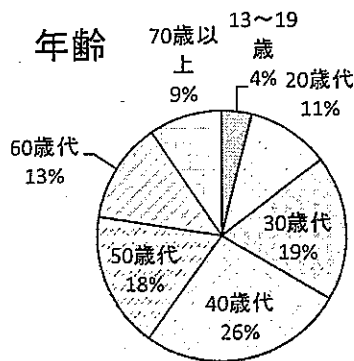
## 問2. 17時閉館による利用の支障の有無



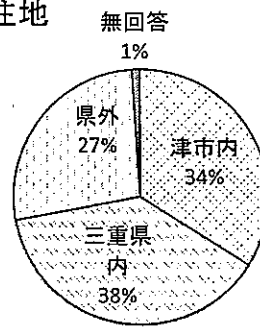
## 問4. 開館時間のあり方



### 年齢



### 居住地



### 3 三重県気候変動適応センターについて

#### 1 気候変動適応法について

平成30年12月1日施行された気候変動適応法は、都道府県等に対し、①地域気候変動適応計画の策定、②地域気候変動適応センターの確保、③広域協議会への参画に努めることと規定しています。

#### 2 三重県気候変動適応センターについて

本県では、平成24年度から全国に先駆け気候変動影響による被害の低減等を目的とした気候変動適応に関する普及啓発等に取り組んできました。

今後、県民および事業者等の気候変動適応の取組を一層促進するため、本県における気候変動適応の推進拠点となる三重県気候変動適応センター（以下「適応センター」という。）の設置について、現在、（一財）三重県環境保全事業団と協議を進めています。

##### （1）適応センターを担う機関

（一財）三重県環境保全事業団は、環境調査事業等を通じ、科学的な情報の取扱いに精通していること、また、地球温暖化防止活動推進センターとして普及啓発を実施していることから、これらの実績を活かし、適応の推進拠点としての取組が期待できるため、適応センターを担うに相応しい機関と考えています。

##### （2）適応センターに求める役割

適応センターは、地域における気候変動適応を科学的側面から推進するとともに、県民や事業者等への普及啓発により、適応の取組を促進することが求められます。

###### 【主な業務】

- ア 地域の気候変動影響および気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析
- イ 国立環境研究所および大学等研究機関との情報共有
- ウ ウェブサイト等による情報発信、普及啓発（出前講座やイベント出展等）

### 3 今後の予定

適応センター設置に関する協議が整い次第、本県と（一財）三重県環境保全事業団との間で協定を締結し、平成31年4月1日の開設に向け準備を進めていきます。適応センター開設後、その業務が円滑に実施できるよう、県は、関係団体との調整等の支援を行ってまいります。

なお、気候変動適応計画の策定については、2020（平成32）年度の地球温暖化対策実行計画の改定に併せて検討を進めることとしており、その準備として、本県における気候変動影響や気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析等を適応センターと連携して進めてまいります。

## 4 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の見直しについて

「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成 20 年三重県条例第 41 号）」（以下「条例」という。）について、施行開始後 10 年が経過し、この間に明らかになった運用上の課題等に対応するため、2020（平成 32）年 4 月公布を目途に、必要な規定の追加や改正を行うものです。

### 1 現行条例の主な規定

現行条例では、制定当時の法律や条例あるいは監視体制の整備だけでは十分に対応することができない課題を解消するために必要な規定を設けています。

#### <主な規定>

- |               |   |                         |
|---------------|---|-------------------------|
| 第 7 条         | 処分を委託する場合の確認等                           | 【排出事業者責任の徹底】            |
| 第 9～10 条      | 県内搬入に係る届出                               | 【県外から搬入される産業廃棄物の安全性の確認】 |
| 第 13～15 条     | 土地の適正管理、問題発生時の借地人等への中止の請求等、<br>改善措置への協力 | 【土地所有者等の管理責任の明確化】       |
| 第 16 条        | 産業廃棄物を処理する施設の設置に係る配慮等                   | 【施設設置に対する住民の不安感の解消】     |
| 第 18 条/第 19 条 | 産業廃棄物の処理状況の報告等/行政処分等の公表                 | 【処理状況等の透明性の確保】          |

### 2 主な課題と改正の方向性

#### （1）産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続（第 16 条）

##### ①現状

現行条例では、産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成のあり方について、「知事は、（中略）その計画段階から地域住民との合意を図りながら進めることを基本として、必要な事項を別に定めるものとする」と規定し、地域住民の同意取得、関係機関との事前協議等の具体的な手続きを「三重県産業廃棄物処理指導要綱」で定めています。

#### <三重県産業廃棄物処理指導要綱の主な規定>

- |        |                         |
|--------|-------------------------|
| 第 8 条  | 地域住民の同意                 |
| 第 9 条  | 同意取得手続き                 |
| 第 12 条 | 事前協議会（県・市町都市計画担当課、消防署等） |

## ②運用上の課題

現行条例では、処理施設設置者に同意取得や事前協議の実施など義務を課し権利を制限する規定を、条例本則ではなく要綱に委任する形で定め、また同意の取得を、合意形成を図るための唯一の方法として定めていることにより、土地利用等の可否に係る判断権を地域住民に与えていることから、地方自治法上の規定に抵触する可能性が指摘されています。

また、処理施設設置者が地域住民に事業計画を周知する方法を設置者に委ねているため、地域住民にとって十分な周知がなされていない可能性があります。

(参考) 地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

## ③改正の方向性

- ・地方自治法上の課題を解消するため、義務を課し権利を制限する規定を要綱に委任している形を改めるとともに、合意形成を図る方法を見直します。
- ・地域住民に事業計画を周知する具体的な方法を規定します。

## (2) 優良な産業廃棄物処理業者の育成に向けた改正 (第7条、第9～10条)

### ①現状

平成22年の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)の改正により、通常の許可基準よりも厳しい基準を満たしている産業廃棄物処理業者を「優良認定処理業者」として認定する制度が創設されました。また、同改正により、排出事業者に対し、委託先の処理状況の实地確認等の努力規定も設けられましたが、優良認定処理業者に委託する場合は、实地確認の省略を可能とする旨の運用通知が国から発出されています。

こうした中、現行条例では、排出事業者に対し、1年に1度、委託先の処理能力を实地確認することを義務付けています。

また、県外の排出事業者が県内処理業者に一定量以上の産業廃棄物の処分を委託するときは、県への届出を課しています。

### ②運用上の課題

本県では優良認定の有無にかかわらず、条例の規制を一律に適用していますが、産業廃棄物の適正処理をより一層確保していくうえでは、優良な処理業者の育成や活用を促進する仕組みが必要です。

### ③改正の方向性

県内処理業者の優良化を促進するため、排出事業者が優良認定処理業者に処分を委託する場合の实地確認や、県外の排出事業者が県内の優良認定処理業者に処分を委託する場合の届出を省略可能とする規定を追加するなど、処理業者に優良認定取得へのインセンティブを与える規定を追加します。



### (3) 建設系廃棄物の適正処理に係る配慮義務、土地所有者等の責務(第13~15条)

#### ①現状

廃棄物処理法の累次の改正や現行条例の制定により、排出事業者責任の徹底、不法投棄対策の徹底、再生利用の促進等を図ってきたところですが、近年においても不法投棄等の不適正な処理が発生しています。

本県における不法投棄の発生件数・発生量は近年増加傾向にあり、特に建設系廃棄物の割合が高く、最近5年間では発生件数で約71%、発生量で約99%を占めています。

#### ②運用上の課題

不適正処理の要因としては、排出事業者や処理業者の法令遵守意識の欠如のほか、

- ・仲介業者、下請業者、孫請業者など重層的な下請構造がある建設工事(解体工事)における元請業者の排出事業者責任の希薄化
- ・適正な廃棄物処理に要する費用負担に対する発注者の意識不足
- ・土地所有者等の不適切な関与(責任の希薄化)

などが挙げられ、現行の法律や条例の規定では十分に対応することができません。

#### ③改正の方向性

- ・建設工事(解体工事)における元請業者の排出事業者責任の徹底や、発注者の廃棄物処理に対する意識向上を図るための規定を追加することを検討します。
- ・土地所有者等の管理責任のあり方を検討し、責務・義務規定の強化を検討します。

#### (4) その他

行政処分等の公表期間の明確化を検討するほか、関係法令の改正等に伴う所要の改正を行います。

### 3 スケジュール

2019(平成31)年1月	環境審議会へ諮問
3月~5月	環境審議会産業廃棄物条例部会での検討
6月	常任委員会への説明
7月	中間案パブリックコメント
9月	環境審議会産業廃棄物条例部会での最終検討
10月	常任委員会への説明
11月	環境審議会(最終案、答申)
12月	常任委員会への説明
2020(平成32)年2月	議会への議案提出
4月	改正条例の公布
7月以降	改正条例の施行

(参考) 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例 (抜粋)

(処分を委託する場合の確認等)

第7条 事業者は、その事業活動に伴って生じる産業廃棄物の処分を産業廃棄物の処分を業とする者(法第14条第6項又は同法第14条の4第6項の規定による許可を受けた者に限る。以下「処分業者」という。)に委託しようとするときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物を処分するための能力を当該委託しようとする処分業者が現に有していることを確認するとともに、規則で定める事項を記録しておかなければならない。その確認をした日から1年を経過した日以後引き続き当該処分業者に委託しようとするときも同様とする。

2 (略)

(県内搬入に係る届出)

第9条 県外に所在する工場等を有する者又は県外に所在する解体作業現場等において産業廃棄物を生じさせる者(以下これらを「県外排出事業者」という。)は、当該工場等又は解体作業現場等において生じる産業廃棄物を県内で処分(処分業者に委託するものに限る。)するため、自ら又は他人に委託して県内に搬入しようとするときは、当該搬入する日の十五日前までに、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の種類、数量、処分の方法及び期間その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、県外排出事業者が一の処分業者に委託する産業廃棄物の数量(当該委託に係る契約日以前一年間に委託した数量を含む。)が二百トン未満又は二百立方メートル未満の場合は、この限りでない。

2 (略)

(県内搬入に係る変更の届出)

第10条 前条第一項本文の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更しようとする日の十五日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 (略)

(所有地等の使用方法等の確認)

第13条 土地所有者等は、所有地等を他の者に使用させ、又は管理させる場合であつて、当該所有地等において産業廃棄物が搬入されることが予想されるときは、産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、当該他の者(以下「借地人等」という。)にあらかじめその土地の使用方法を確保するとともに、その使用の状況を確認するよう努めなければならない。

(不適正な処理が行われた場合の措置)

第14条 土地所有者等は、所有地等において借地人等により産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、当該借地人等に対し当該不適正な処理の中止を請求するよう努めるとともに、速やかに不適正な処理が行われている旨を知事に通報するものとする。

(生活環境保全上の支障の除去等への協力)

第15条 土地所有者等は、産業廃棄物の不適正な処理による周辺的生活環境保全上の支障の除去又は支障の発生の防止のために、法第十九条の五第一項の規定により処分者等が講ずる措置、法第十九条の六第一項の規定により排出事業者等が講ずる措置又は法第十九条の八第一項の規定により知事が講ずる措置に協力しなければならない。

(産業廃棄物を処理する施設の設置に係る配慮等)

第16条 知事は、産業廃棄物を処理する施設の設置について、その計画段階から地域住民との合意を図りながら進めることを基本として、必要な事項を別に定めるものとする。

## 5 産業廃棄物の不適正処理事案の取組状況について

### 1 経緯等

産業廃棄物が不適正処理され、生活環境保全上の支障等のある4事案について、県民の安全・安心を確保するため、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」（以下「産廃特措法」という。）による国の財政的支援を得て恒久対策を実施しています。

### 2 各事案の取組状況（別紙参照）

#### （1）四日市市大矢知・平津事案

廃棄物の飛散・流出や雨水浸透の防止のため、覆土および排水対策等を実施することとし、平成30年度は、中溜池側および西水路側の管理用道路等の設置工事を実施しています。

平成31年度は、引き続き西水路側の対策工事として、廃棄物層からの汚染された地下水が浸出しないよう、染み出し抑止工等の設置工事に着手する予定です。

#### （2）桑名市源十郎新田事案

PCB（ポリ塩化ビフェニル）やVOC（揮発性有機化合物）を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施することとし、平成30年度は、集油管等による廃油の回収・処理等を実施するとともに、後期対策工法を検討し、産廃特措法の実施計画の変更手続きを行いました。

現在、環境省において変更計画の大臣同意に向けた手続中であり、計画上の事業費は、現行の51億円から85.5億円に増額となる見込みです。

平成31年度は、集油管等による廃油の回収・処理を引き続き実施するとともに、環境大臣の同意を得たうえで、後期対策の実施に向けて工事発注の準備や関係法令協議等を行う予定です。また、平成28年10月に申立てを行った油の回収等の措置を求める民事調停については、継続して対応していきます。

#### （3）桑名市五反田事案

地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサン等の高濃度箇所掘削・除去を実施することとし、平成30年度は、廃棄物および汚染土壌の掘削・除去工事を完了したほか、廃棄物残置区域等について引き続き揚水浄化を行うとともに水処理施設の増強工事を実施しました。

平成31年度は、水処理施設の増強工事を完了させるとともに、引き続き廃棄物残置区域等における揚水浄化を行います。

#### (4) 四日市市内山事案

霧状酸化剤（過酸化水素水）の注入により硫化水素の発生抑制を図ったうえで、雨水浸透や廃棄物の飛散・流出防止のため、整形覆土工等を実施することとし、平成 29 年 10 月には全ての対策工事が完了しました。

対策工事完了後、効果確認調査を継続して行っており、平成 31 年度は、引き続き対策工事の効果確認を行い、効果が認められた場合は、行政代執行終了に向けて関係者への説明を行っていきます。

### 3 今後の取組方向

4 事案について、2022（平成 34）年度までに対策を完了するように着実に取組を実施し、安全・安心を確保していきます。

対策事業の実施にあたっては、地元および関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や水質のモニタリング結果などを的確に情報共有します。

また、引き続き排出事業者などへの責任追及に取り組むとともに、原因者への費用求償を粘り強く行っていきます。

## 1 四日市市大矢知・平津事案

### 【事案の概要】

産業廃棄物処理業者が昭和56年3月から安定型処分場において処分業を開始後、許可面積・容量を大幅に超えて埋立を行ったため、廃棄物の飛散・流出や雨水浸透による有害物質の浸出等のおそれがある事案です。

### 【恒久対策の概要】

廃棄物の飛散・流出や雨水浸透による有害物質の浸出等のおそれがあるため、覆土および排水対策等を実施します。

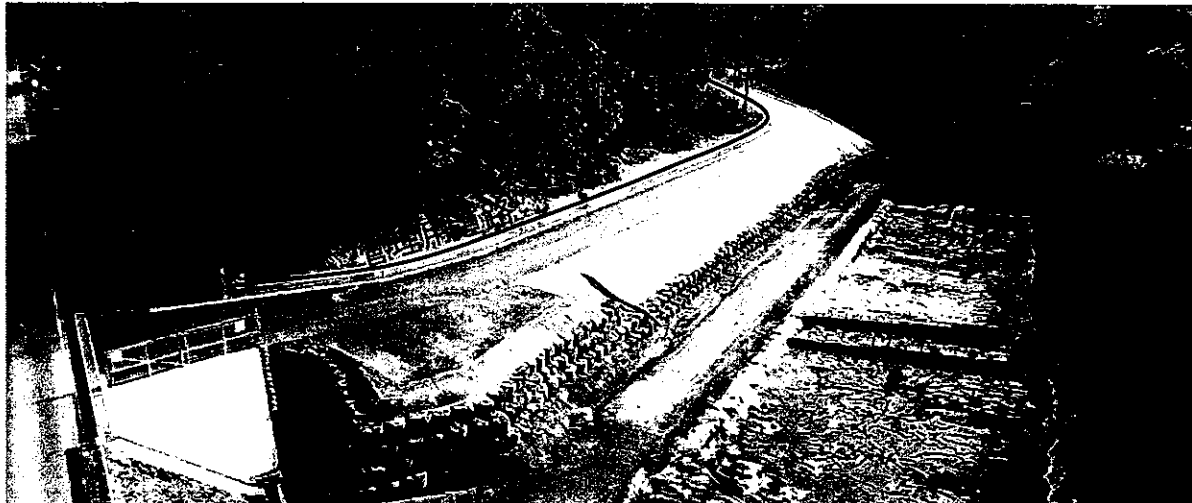


### 【取組状況】

- 平成30年度・中溜池側の管理用道路の設置工事 (H30年度)
- ・西水路側の管理用道路等の設置工事 (H29～H30年度)
- 平成31年度・西水路側の染み出し抑止工事および調整池等の設置工事 (H31～2020年度)

### 【現場の状況】(平成31年1月)

西水路側の管理用道路の一部が完了



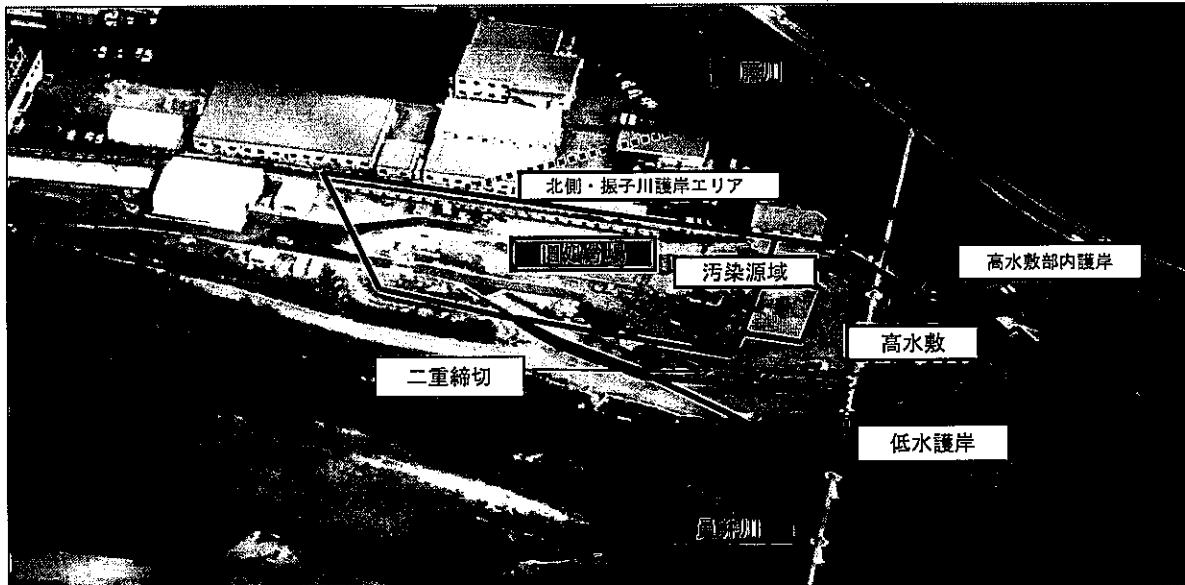
## 2 桑名市源十郎新田事案

### 【事案の概要】

平成19年9月に、員弁川・藤川合流点付近の旧産廃処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、平成22年10月、当該箇所から回収した廃油にPCB等の有害物質が含まれていることが判明した事案です。

### 【恒久対策の概要】

PCB（ポリ塩化ビフェニル）やVOC（揮発性有機化合物）を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施します。



### 【取組状況】

- 平成30年度
- ・集油管等による廃油の回収・処理等（H27～2022年度）
  - ・後期対策の具体的な工法等を盛り込んだ実施計画案を策定し、環境大臣の変更同意を取得予定（H30年度）  
（事業費（見込み）：現行51億円→変更後85.5億円）
- 平成31年度
- ・集油管等による廃油の回収・処理（H27～2022年度）
  - ・後期対策の実施に向けた準備・協議等（H31年度）
- ・油の回収等の措置を求める民事調停の申立てを行い、現在、継続して対応中（H28年10月裁判所へ申立て）

### 【現場の状況】（平成31年2月）

現在、油回収を継続中



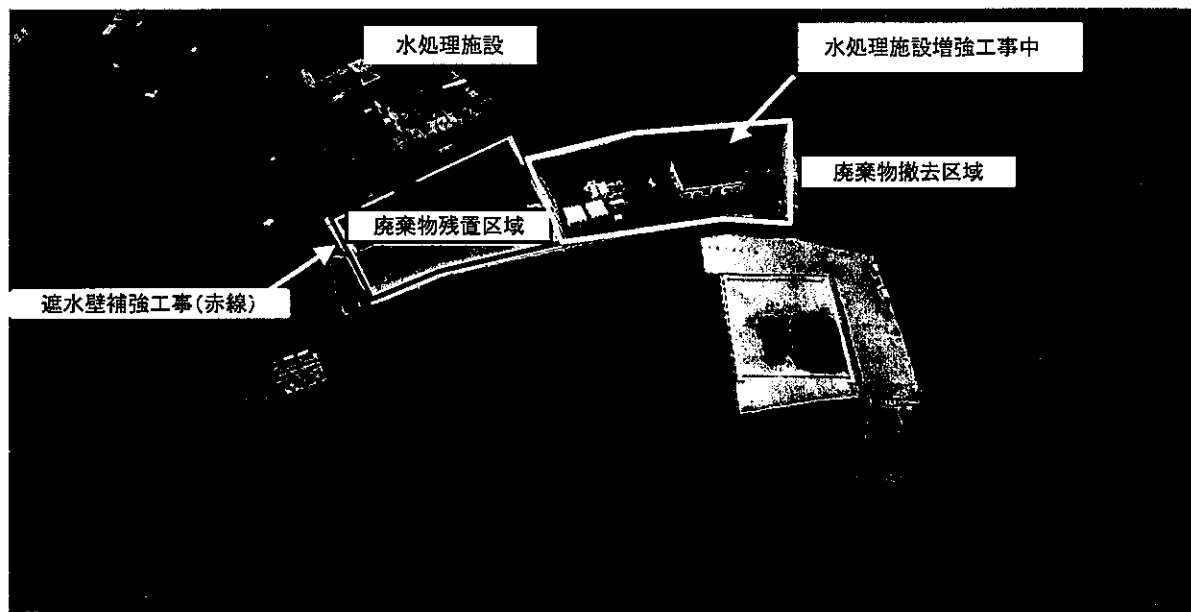
### 3 桑名市五反田事案

#### 【事案の概要】

産業廃棄物処理業者により不法投棄された廃棄物が汚染源となり、平成9年10月に周辺地下水等がVOC（揮発性有機化合物）により汚染されていることが判明したため、平成13年度に行政代執行に着手しましたが、平成22年3月に新たに1,4-ジオキサンによる汚染が判明した事案です。

#### 【恒久対策の概要】

地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサン等の高濃度箇所の掘削・除去を実施します。

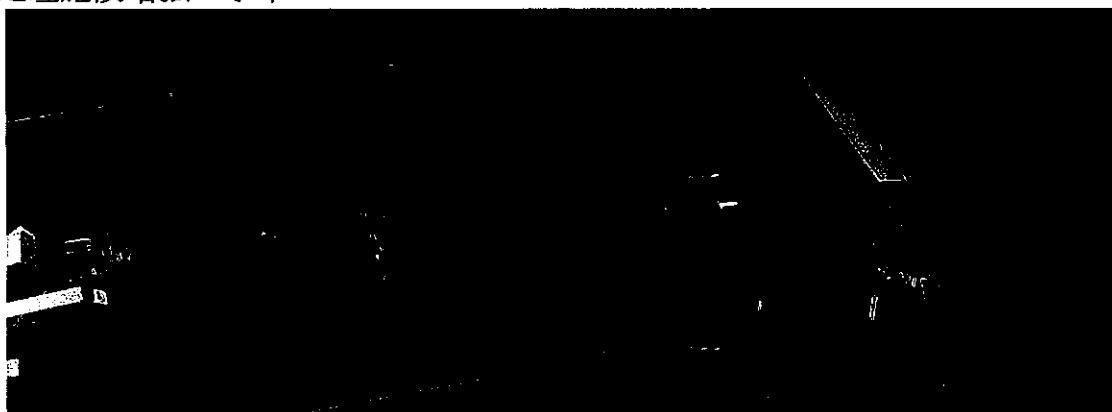


#### 【取組状況】

- 平成30年度
- ・ 廃棄物等の掘削・除去工事（埋戻し工事を含む）の完了（H28～H30年度）
  - ・ 揚水浄化の実施（H25～2022年度）
- 平成31年度
- ・ 水処理施設の増強に係る設計および工事（H29～H31年度）
  - ・ 水処理施設の増強に係る設計および工事（H29～H31年度）
  - ・ 揚水浄化の実施（H25～2022年度）

#### 【現場の状況】（平成31年2月）

水処理施設増強工事中



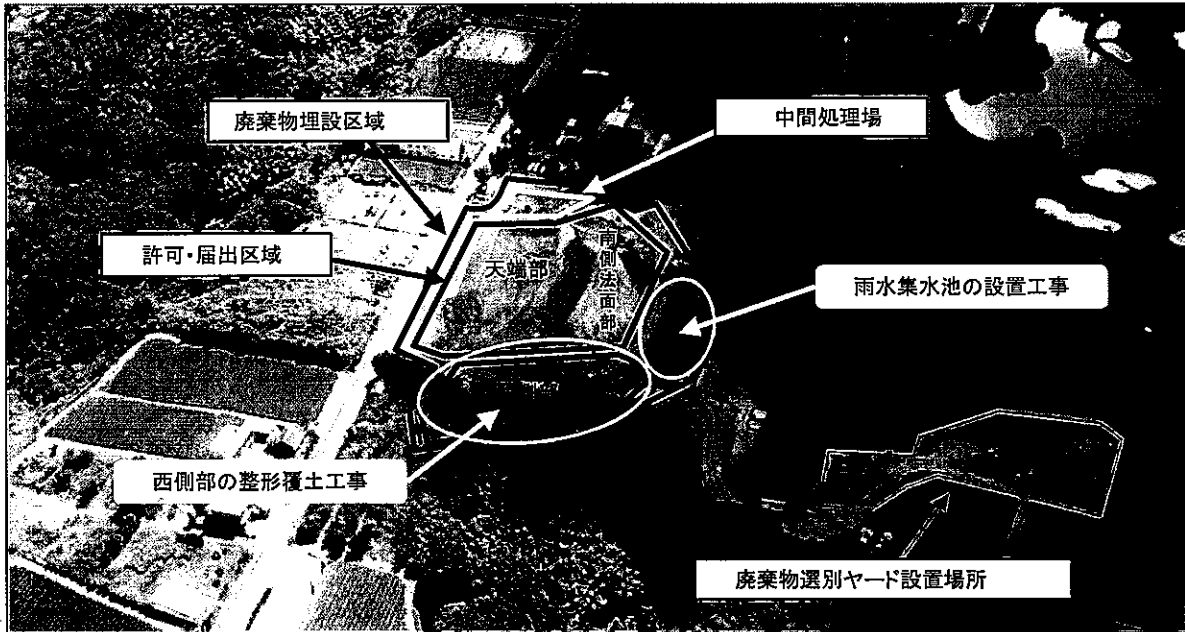
## 4 四日市市内山事案

### 【事案の概要】

産業廃棄物処理業者の安定型処分場等において、平成元年から平成11年までの間に、許可品目外の木くず、紙くずの処分や許可容量を超える廃棄物の埋立が行われたため、廃棄物層内で高濃度の硫化水素やメタンガスの発生が判明した事案です。

### 【恒久対策の概要】

霧状酸化剤（過酸化水素水）の注入により硫化水素の発生抑制を図ったうえで、雨水浸透や廃棄物の飛散・流出防止のため、整形覆土工事等を実施します。

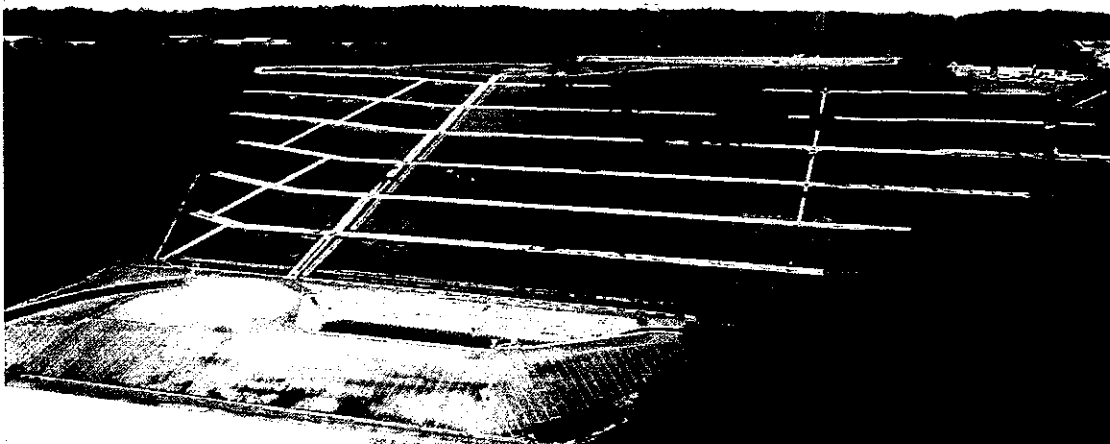


### 【取組状況】

- 平成30年度 ・対策効果確認調査の実施 (H29～H31年度)
- 平成31年度 ・対策効果確認調査の実施 (H29～H31年度)

### 【現場の状況】（平成29年10月）

対策工事が完了







### 3 三重県指定特定非営利活動法人審査委員会

1 審議会等の名称	三重県指定特定非営利活動法人審査委員会
2 開催年月日	平成31年1月25日
3 委員	委員長 青木 雅生 副委員長 先浦 宏紀 委員 川端 郁子 他2名
4 諮問事項	指定特定非営利活動法人の指定の更新について
5 調査審議結果	1件の指定の更新の申出について審議され、「指定の基準に適合すると認めるのが相当である」と答申された。
6 備考	次回開催日：未定

### 4 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	平成30年12月21日
3 委員	会長 東福寺 一郎 副会長 中川 弘文 委員 林 千智 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成30年度事業の進捗状況等について意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：平成31年3月8日

### 5 三重県総合博物館協議会

1 審議会等の名称	三重県総合博物館協議会
2 開催年月日	平成31年1月29日
3 委員	会長 山田 康彦 副会長 大西 かおり 委員 石川 保典 他12名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成30年度事業の進捗状況等について意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：2019（平成31）年7月下旬頃

### 6 三重県公害審査会

1 審議会等の名称	三重県公害審査会
2 開催年月日	平成31年1月21日
3 委員	会長 吉田 すみ江 会長代理 西野 隆典 他11名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	委員改選に伴う会長・会長代理の選出並びに委員への公害紛争処理制度の概要および公害紛争処理事例の説明を行った。
6 備考	次回開催日：未定

## 7 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	平成30年11月27日（第1部会） 平成30年12月3日（第2部会） 平成31年1月15日（全体会）
3 委員	会 長 小川 眞里子 副会長 中嶋 豊 委 員 上山 千秋 他15名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	男女共同参画施策の推進に係る中間評価について審議が行なわれ、全体会で承認された。
6 備考	次回開催日：2019（平成31）年5月頃

